



令和2年8月12日

(公社) 福井県観光連盟

担当者：小島、前澤

電話：0776-23-3677

メール：info@fuku-e.com

福井県ゆかりの戦国キャラクターの商用利用を可能としました

(公社)福井県観光連盟では、大河ドラマ「麒麟がくる」の放映にあわせて、デザイン専門学校等を運営する「滋慶学園グループ」との官学連携プロジェクト「福井県ゆかりの戦国キャラクター制作事業」により、福井県ゆかりの戦国キャラクター5体を制作し、福井県観光情報ホームページ「ふくいドットコム」等で明智光秀と県内ゆかりの地について情報発信しています。

このたび、福井県ゆかりの戦国キャラクターを広くご活用いただくため、使用要綱を改正し、商用利用を可能としましたのでお知らせします。

記

1. 福井県ゆかりの戦国キャラクター



2. 改正の目的

「福井県ゆかりの戦国キャラクター」を商品やパッケージ等に広く活用していただくことにより、明智光秀と県内ゆかりの地について興味・関心を高めていただき、福井の知名度向上や誘客の拡大など観光振興につなげる。

3. 改正内容

【「福井県ゆかりの戦国キャラクター」の使用に関する要綱】および

【「福井県ゆかりの戦国キャラクター」の使用に関する要綱 新旧対照表】を参照のこと。

4. 要綱改正日

令和2年7月1日(水)

5. 明智光秀特設サイト

キャラクターの紹介や使用要綱、画像データ等は下記サイトに掲載しています。

http://www.fuku-e.com/240_special/2001/

「福井県ゆかりの戦国キャラクター」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「福井県ゆかりの戦国キャラクター」(以下「戦国キャラクター」という。)の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、戦国キャラクターとは、別紙1の明智光秀、朝倉義景、柴田勝家、お市の方および織田信長のことをいう。

(使用料)

第3条 使用料は無償とする。

(使用の申請)

第4条 戦国キャラクターを使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ使用許諾申請書(様式1)にその他必要な書類を添えて、会長に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対して、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の許諾を要しない。
 - (1) 報道機関が、新聞、テレビおよび雑誌等に、報道目的で使用するとき。
 - (2) 著作権法で定められている私的使用の範囲に該当するとき。
 - (3) その他会長が特に認めるとき。

(使用の許諾)

第5条 会長は、前第4条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、戦国キャラクターの使用を許諾するものとする。

- (1) 福井県の品位を傷つける、または傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
 - (3) 宗教的行事・活動および政治活動等に使用するとき。
 - (4) 「福井県ゆかりの戦国キャラクター」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (5) 戦国キャラクターおよび使用許諾された物件について、商標および意匠登録の出願をするなど(5)商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等収益を上げることを目的として戦国キャラクターを使用するとき。
- 独占的に使用または使用するおそれのあるとき。
- (65) その他使用が適当でない認められるとき。
 - 2 会長は、戦国キャラクターの使用を許諾するときは、使用許諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。
 - 3 会長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
 - 4 会長は、使用を許諾しないときは、使用不許諾通知書(様式3)により、使用申請者に通知するものとする。

5 使用許可された物件について、商標および意匠登録の出願をしないこと。

(使用許諾の期間)

第6条 戦国キャラクターの使用許諾の期間は、使用開始予定月の1日から1年間とする。

2 前項の期間満了後において、引き続き戦国キャラクターを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾の変更申請)

第7条 戦国キャラクターの使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けた戦国キャラクターの使用内容を変更しようとするときは、使用内容変更申請書(様式4)を会長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 会長は、戦国キャラクターの使用内容の変更を許諾する場合には、使用内容変更許諾通知書(様式5)により、使用者に通知するものとする。

3 会長は、戦国キャラクターの使用内容の変更を許諾しない場合には、使用内容変更不許諾通知書(様式6)により、使用者に通知するものとする。

(使用許諾契約の解除等)

第8条 会長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すことができる。

(1)使用者がこの要綱に違反したとき。

(2)使用者が第5条第1項の使用許諾の条件に違反したとき。

(3)その他会長が取り消すことが適当と認めるとき

3 会長は、前項の規定による使用許諾契約の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用責任)

第9条 使用者は、戦国キャラクターの使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、福井県観光連盟に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、戦国キャラクターの使用に際して、故意または過失により福井県観光連盟に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第10条 会長は、使用者が戦国キャラクターの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責任を負わないものとする。

(個人情報への取扱い)

第11条 会長は、戦国キャラクターの使用許諾にあたり取得した申請者の個人情報を、福井県個人情報保護条例の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、第5条の許諾を受けた事項以外の目的に戦国キャラクターを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(使用実態の調査)

第13条 会長は、使用許諾を受けたキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。
使用者は会長から要請を受けた場合は、戦国キャラクターの使用実態を報告するとともに使用物等を提供しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

「福井県ゆかりの戦国キャラクター」の使用に関する要綱 新旧対照表

新	旧	備考
<p>「福井県ゆかりの戦国キャラクター」の使用に関する要綱</p> <p>(略)</p> <p>(使用の許諾)</p> <p>第5条 会長は、前条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、戦国キャラクターの使用を許諾するものとする。</p> <p>(1) 福井県の品位を傷つける、または傷つけるおそれのあるとき。</p> <p>(2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。</p> <p>(3) 宗教的行事・活動および政治活動等に使用するとき。</p> <p>(4) 戦国キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。</p> <p><u>(5) 戦国キャラクターおよび使用許諾された物件について、商標および意匠登録の出願をするなど独占的に使用または使用するとき。</u></p> <p>(6) その他使用が適当でないと認められるとき。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年7月1日から施行する。</u></p>	<p>「福井県ゆかりの戦国キャラクター」の使用に関する要綱</p> <p>(略)</p> <p>(使用の許諾)</p> <p>第5条 会長は、前条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、戦国キャラクターの使用を許諾するものとする。</p> <p>(1) 福井県の品位を傷つける、または傷つけるおそれのあるとき。</p> <p>(2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。</p> <p>(3) 宗教的行事・活動および政治活動等に使用するとき。</p> <p>(4) 戦国キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。</p> <p><u>(5) 商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等収益を上げることを目的として戦国キャラクターを使用するとき。</u></p> <p>(6) その他使用が適当でないと認められるとき。</p> <p>(略)</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>新設</p>